

令和4年6月教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和4年6月29日(水) 午後2時から

2 場 所 教育プラザ 大会議室

3 出席者

教育長 早川 義裕      1番委員 大谷 和弘      2番委員 本間 倫子  
3番委員 山縣 知子      4番委員 小林 晃彦

(教育長及び委員以外の出席者)

教育部長 市川均、歴史文化指導監 中西聰、教育総務課長 瀧本幸次、教育総務課参事 小林秀智、教育総務課参事 石澤克明、学校教育課長 牧井創、学校教育課参事 水澤一彦、社会教育課長 小嶋栄子、社会教育課参事 宮崎英紀、文化行政課長 新保誠吾、スポーツ推進課長 吉田正典、高田幼稚園長 中嶋賢一、教育センター所長 竹内学、高田城址公園オーレンプラザ館長 岩野 俊彦、高田図書館長 小暮ひろ子、直江津学びの交流館長・直江津図書館長 渡辺富士雄、青少年健全育成センター所長 曾我茂樹、歴史博物館長・小林古径記念美術館長 宮崎俊英

事務局 教育総務課副課長 加藤弘之、教育総務課副課長 佐藤晴美、企画係長 小酒井洋平、企画係主事 八木春佳

4 傍聴人 0人

5 会議に付議した事件

議案第32号 県費負担教職員の処分に係る内申について  
議案第33号 小中一貫教育実践校の代表校長、副代表校長の選任等について  
報告第4号 専決処分した事件の承認について(上越市学校適正配置審議委員会委員の委嘱及び解任)  
報告第5号 専決処分した事件の承認について(上越市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び解任)

教育長開会宣言 午後2時

会議録署名委員の指名 小林 晃彦 委員

教育長 | 議案第32号については、上越市教育委員会会議規則第15条の規定により非公開としてよいか。

全委員同意

教育長 | 議案第32号県費負担教職員の処分に係る内申について、説明を求める。

教育総務課長 | (非公開)

教育長 | 議案について意見、質問を求める。

(意見、質問内容非公開)

教 育 長 それでは、議案第 32 号について、ご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第 33 号小中一貫教育実践校の代表校長、副代表校長の選任等について、説明を求める。

学校教育課長 上越市立学校管理運営に関する規則の第 44 条に基づき、小中一貫教育が定義されており、上越市では、校区を決めて小中一貫校の指定を行っていたが、昨年度までにすべての中学校区で小中一貫校の指定をしている。

それに伴い、各中学校区から代表校長、副代表校長の報告があり、資料のとおり取りまとめた。

この議案についてご承認いただいた折には、告示を行いたいと考えている。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

大 谷 委 員 私は城北中学校出身だが、当時、大町小学校の校区から半分に分かれて城東中学校と城北中学校に来ていた。小中一貫校の場合、その学区は今現在どうなっているのか。もし当時のままの学区の場合、この小中一貫校の中でどうやって学区が分かれてしまう部分を吸収しているのか。

学校教育課長 大町小学校は、現在も城北中学校に進学する子どもと城東中学校に進学する子どもがおり、両方に関わっているが、この小中一貫校の構成校としては、城北中学校区に入っている。そのような学校は他にもあり、小学校区内で進学先が 2 つの中学校に分かれていても、両方の中学校区の構成校にはしていない。

教 育 長 城北、城東、城西、雄志中学校の 4 校は、小学校が幾つか分かれて進学することになっている。今の進学先は、何年か前に整理した結果。構成校ということで、生徒の構成人数やいろいろな状況をもとに区割りしている。

学校教育課参事 先ほど学校教育課長の方から、今後の手続の件で告示と話したが、告示手続は今回発生しない。告示は、実践校の指定の手続について生じるが、令和 2 年度に告示手続は完了している。

今回は代表校長、副代表校長の選任について、議案として諮り、承認をいただいた上で、委任をかけるという手続にとどまるということで、補足させていただく。

教 育 長 それでは、議案第 33 号について、ご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 報告第 4 号専決処分した事件の承認について(上越市学校適正配置審議委員会委員の委嘱及び解任)、説明を求める。

教育総務課長 上越市学校適正配置審議委員会は、上越市立学校の学校教育の一層の充実及び振興を目指し、全市的な視点から学校の適正配置基準等について検討するため設置するものである。

このたびの委嘱及び解任は、上越市小中学校 PTA 連絡協議会会長の交代に伴い、解任しその後任を充てるものである。任期は前任者の残任期間の令和 4 年 5 月 23 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

本来であれば、教育委員会に諮るべき事案だが、審議委員会の開催まで暇がなかったため、教育長専決処分としたところである。

